

平成19年第2回三笠市議会定例会

平成19年6月20日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 4番 齊藤 且氏
 - 6番 武田 倂一氏
 - 3 会期の決定
 - 平成19年6月20日
 - 平成19年7月 3日14日間
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - (4) 教育行政報告
 - 5 議 事
 - 6 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|--------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・教育行政報告） |
| 日程第 4 | 平成18年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について（監報第2号） |
| 日程第 5 報告第6号 | まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 6 | 報告第7号から報告第9号までについて |
| 日程第 7 | 報告第10号から報告第12号までについて |
| 日程第 8 | 報告第13号から報告第16号までについて |
| 日程第 9 | 議案第37号及び議案第39号から議案第41号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第10 | 議案第32号から議案第36号まで及び議案第38号について |
| 日程第11 議案第42号 | 三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について |

○出席議員(12名)

議長	5番	高橋	守氏	副議長	1番	丸山	修一氏
	2番	岩崎	龍子氏		3番	佐藤	孝治氏
	4番	齊藤	且氏		6番	武田	佛一氏
	7番	儀惣	淳一氏		8番	猿田	重夫氏
	9番	谷津	邦夫氏		10番	藤浪	成憲氏
	11番	扇谷	知巳氏		12番	熊谷	進氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市長	小林	和男氏	副市長	西村	和義氏
総務部長	西城	賢策氏	総務課長	星野	直義氏
財務課長	磯瀬	孝氏	企画経済部長	松本	哲宜氏
企画振興課長	須河	恵介氏	商工観光課長	右田	敏氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田	克広氏	保健福祉課長	永田	徹氏
建設部長	黒田	憲治氏	建設課長	中沢	敏男氏
教育委員長	大野	政行氏	教育長	富樫	繁樹氏
教育次長	吉田	正幸氏	学校教育課長	栗山	俊彰氏
社会教育課長	田中	哲也氏	博物館長	長谷川	浩二氏
病院事務局長	森原	裕氏	病院管理課長	土岐	学氏
消防長	富田	照男氏	消防署長兼 総務予防課長	辻道	元信氏
消防課長	石岡	竹志氏	生活安全センター長	西原	淳志氏
監査委員	宇野	政美氏	監査委員事務局長	中村	正法氏

○出席事務局職員

議会事務局長	北山	一幸氏	総務係長	豊口	哲也氏
--------	----	-----	------	----	-----

◎開 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） ただいまから、平成19年第2回定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（高橋 守氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、4番齊藤議員及び6番武田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から7月3日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、会期は、14日間と決定します。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長の登壇報告をお願いします。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） それでは、行政報告を申し上げます。

最初に、報告第1号人事発令についてでございますが、そこに記載いたしましたとおり、6月1日付で人事異動を行いました。なお、人事異動について若干御説明申し上げたいと思います。

今回は組織機構の改編に伴いまして、7部27課51係を8部27課45係にいたしました。

6月1日付の人事異動で、まず部長職につきましては4名、うち2名については昇任、課長職については12名、うち4名が昇任、係長職につきましては23名、うち8名昇任、合計39名、うち14名が昇任といたしましたものであります。なお、係職を含めると、異動したのは62名、異動率につきましては32.8%でございます。

以上で、報告第1号については終わらせていただきます。

続きまして、報告第2号について申し上げます。

まず、市の工事でございますが、岡山パークゴルフ場整備工事その1ほか5件について工事請負契約を締結いたしましたので、報告申し上げます。

まず、最初の岡山パークゴルフ場整備工事その1であります。御承知のように、この岡山パークゴルフ場の整備工事につきましては、その1、その2、その3、三つに分けて行ったわけございまして、まずその1につきましては、パークゴルフ場の整備1式4コース及び駐車場の工事、それから芝、それから植樹、管理用道路を含めまして行いました。場所につきましては、新しい道路がないからちょっと言いづらいのですが、全体計画は既に議員の皆さん方の方にはお配りしてあると思っておりますが、全体の計画としては、三栗線の方から行きますと、奥の方に位置するところでございます。

それから、二つ目の整備工事のその2につきましては、その下の部分、つまり三角の位置する部分でございまして、ここにつきましては、ゴルフ場の造成6コース、それから芝、植樹、管理用道路含めております。

それから、その3につきましては、これは三栗線沿いの部分でございまして、一番面積が多く、17コースの整備であります。あわせて植樹等を行うところでございます。

続きまして、新岡山3号線道路整備工事についてでございますけれども、ちょうど三栗線のイオンに入るところの道路の右側、ちょうど道の駅の建物の後ろ側になりますけれども、新しくそこに新岡山3号線として距離にして約250メートル、それから幅が6メートル、プラス2メートルと4メートルの歩道をつけるものであります。

続きまして、5番目でありますけれども、サンファーム三笠売店棟の新築工事につきまして、そのトイレのちょうど後ろ側といいますか、横側になりますが、そこに新しく現在ある売店のところを取り壊しまして、平家建てをつくるものであります。

それから次、岡山パークゴルフ場のスタートハウスの新築工事でございますけれども、これは新しくその駐車場とゴルフ場の間にセンターハウスをつくる部分でございます、これは木造平家建て約162平米でございます。なお、トイレ等もそこにあわせて設置いたすものでございます。

それから最後、報告第3号の道工事につきましては、旧弥生派出所がありましたところから、桜木町に向かって坂の幾春別川へ行きますと、弥生の上がり口までの約200メートルについてアスファルト舗装を行うところでございます。あわせまして、旧国鉄幾春別線とでもいいでしょうか、がけ側の部分についても芝吹きつけ等も行う工事でございます、これについては15社指名業者としてございまして、最終的に日本道路が請け負うことになったところでございます。

以上、行政報告について終わらせていただきます。

◎議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、総務部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第2号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第3号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

次に、教育行政報告を行います。

教育長から報告を求めます。

教育長、登壇報告を願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

◎教育長（富樫繁樹氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号公立高等学校配置計画案についてであります。

平成19年6月5日付で北海道教育委員会から、各市町村教育委員会に通知された公立高等学校配置計画案について報告いたします。

1は、公立高等学校配置計画案。平成20年度から22年度までの3カ年であります。これは平成18年8月に新たな高校教育に関する指針による具体的な配置計画であります。本計画については、本年9月までに決定したいという道教委の意向であります。内容は、本市の三笠高等学校が平成20年度特例2間口を1間口に減級され、さらに平成22年度に募集停止が盛り込まれております。

2は、公立高等学校配置計画案の空知管内分を抜粋したものであります。

3は、三笠高校学級・生徒数など、現状をお示しいたしました。これによりますと、市内から通う生徒は106名中70名であり、閉校されると大変な影響が出るものと予想しております。

4については、新たな高校教育に関する指針の策定経過や今後の取り組みなどを時系列にしてお示ししております。

このように、平成22年度募集停止されることにより、平成24年3月閉校となることは、到底受け入れられるものではありません。今後、市内各団体、生徒保護者の意見を十分聞きながら、三笠高校問題対策協議会を中心として、具体的な反対運動を行ってまいりたいと考えております。

以上、教育行政報告といたします。

◎議長（高橋 守氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 過日のまちづくり調査特別委員会の中でも一部説明を受け、質疑もありましたけれども、この件につきましては、以前から三笠の児童数からいって、あるいはこれからの方向を見るときに、提案いつされるであろうかと、非常に危機感を持っておりました。いよいよ来たなという気がいたします。

そういう中で、新聞報道等に出ておりましたけれども、三笠もこれから反対運動をしていくと。特に具体的には学校問題対策協議会を中心にしてやっていくと、そういう話でございます。

それで、当市の基本的な考え方として、一部話を聞くところによると、中高の一貫も考えて、そういう方向も行政として考えているのか、教育委員会の中でそういう話が出てきているのか、近隣の道議が直接三笠の町の実態を聞きに来たという話も聞いていますが、その辺あわせて見解を聞きたいと思えます。

◎議長（高橋 守氏） 吉田教育次長。

◎教育次長（吉田正幸氏） まず、22年の募集停止については全く本市は受け入れがたいということで、反対運動をまず募集停止について行っていきたいと思えます。それと同時並行に、登別市に中高一貫教育ということで、道立の学校、明日中等学校というものが去年できました。そういうふうには、今の普通科高校以外の選択肢も入れて、そういうものの導入等を道に働きかけていきたいなということを、教育委員会の中では協議しております。

それが、三笠市独自でやるとか、そういうことではございません。まず、道とかそういうものの制度の中で、学校の名前なり実態なりを残していける方策として、その中の一つの選択ではないかなというふうには論議しているところでございます。

◎議長（高橋 守氏） 教育長。

◎教育長（富樫繁樹氏） 二つ目の件でございますが、去る6月6日の日に岩見沢の北海

道議会議員であります河合道議が市長にお会いしたいということで見えました。河合道議につきましても、道議自身もしくは奥さんも三笠高校を卒業してございます。40年に道議も卒業したということで、三笠の自分の卒業した学校ということもありますし、それから岩見沢区域ではありますが、岩見沢の子供たちも三笠に来て学んでいるということからいけば、岩見沢の子供たちにも十分影響が考えられるということで、道議会の文教委員でもありますので、文教委員会の中で、三笠高校の名前を挙げて質問をしたいという趣旨でございました。市長から、今、次長が答弁したようなことで突然こういう公表をされて、風評被害も含めて三笠に影響は多大であるということで、絶対その閉校は反対をしたいということで申し上げをいたしました。そんなことで、出身ということもあって、来ていたのだのかなと、こう思っております。

◎議長（高橋 守氏） ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 平成18年度定期監査及び例月出納検査の実施結

果報告について（監報第2号）

◎議長（高橋 守氏） 日程の4 監報第2号平成18年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、監報第2号平成18年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第6号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について

◎議長（高橋 守氏） 日程の5 報告第6号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇）

◎まちづくり活性化調査特別委員会委員長（谷津邦夫氏） 平成19年第1回臨時会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、調査の結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、6月13日開催の委員会では、サンファームエリア再開発事業について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

主な調査内容といたしまして、1、ワンディ・スパの経過について、2、屋外売店棟の概要について、3、岡山パークゴルフ場の概要について調査し、各委員からの質疑と行政から資料説明と答弁があったところでございます。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第6号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第7号から報告第9号までについて

◎議長（高橋 守氏） 日程の6 報告第7号から報告第9号までについて3件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 報告第7号平成18年度三笠市一般会計補正予算（第6回）の専決処分から報告第9号平成18年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）の専決処分までの報告3件について、一括して御報告申し上げます。

最初に、報告第7号平成18年度三笠市一般会計補正予算（第6回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、決算剰余額の調整のため、既定予算額106億6,405万5,000円に2億5,000万円を追加し、予算の総額を109億1,405万5,000円としたものであります。

歳出については、決算見込みにおいて一定の剰余額が見込まれたことから、将来の財政運営に活用するため、備荒資金組合に超過納付したものであります。

一方、歳入については、その財源として地方交付税等の増額決定に伴う未整理額及び備荒資金組合超過納付金積立予算調整額により整理したものであります。

地方債については、今回補正する2件について資金区分が銀行等引受資金に決定された

ため、変動制金利の上限利率を必要とすることから、議決条件を上回る整理を行ったものであります。

次に、報告第8号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、一般会計の地方債の決定に伴う整理と同様で、議決条件を上回る利率について整理を行ったものであります。

最後に、報告第9号平成18年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正予算の内容は、先ほどの公共下水道事業特別会計と同様の整理を行ったものであります。

本来であれば、議会提案すべきところではありますが、諸般の事情から、その機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日に専決処分を行ったものであります。

以上、報告第7号から報告第9号まで、一括して報告といたしますので、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑に入ります。

初めに、報告第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 最後に、報告第9号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 初めに、報告第7号について討論に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第7号について承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、報告第7号平成18年度三笠市一般会計補正予算の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第8号について討論に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第8号について承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

報告第8号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分については、承認することに決定しました。

最後に、報告第9号について討論に入ります。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第9号について承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

報告第9号平成18年度市立三笠総合病院事業会計補正予算の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第10号から報告第12号までについて

◎議長(高橋 守氏) 日程の7 報告第10号から報告第12号までについて3件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明を願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 報告第10号平成18年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書から、報告第12号平成18年度三笠市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書までの報告3件について、一括して御報告申し上げます。

最初に、報告第10号平成18年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。平成19年第1回定例会において補正予算の議決を得ました後期高齢者医療電算事務処理システム整備費にかかわる繰越明許費について、平成19年度会計に繰り越したものであります。

次に、報告第11号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。平成19年第1回定例会において補正予算の議決を得ました国民健康保険電算事務処理システム整備費にかかわる繰越明許費について、平成19年度会計に繰り越したものであります。

最後に、報告第12号平成18年度三笠市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。平成19年第1回定例会において補正予算の議決を得ました介護保険システム改修費にかかわる繰越明許費について、平成19年度会計に繰り越したものであります。

これらの繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するもであります。

以上、報告第10号から報告第12号まで、一括して報告といたしますので、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑に入ります。

初めに、報告第10号平成18年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第11号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 最後に、報告第12号平成18年度三笠市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第10号から報告第12号までについては報告済みとします。

◎日程第8 報告第13号から報告第16号までについて

◎議長（高橋 守氏） 日程の8 報告第13号から報告第16号までについて4件を一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますから、口頭説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第13号三笠市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第14号株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第15号三笠市工業団地開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 最後に、報告第16号三笠観光事業株式会社の経営状況を説明する書類の提出について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第13号から報告第

16号までについては、報告済みとします。

◎日程第9 議案第37号及び議案第39号から議案第41号まで
について（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（高橋 守氏） 日程の9 議案第37号及び議案第39号から議案第41号までについて4件を一括議題とします。

提案に先立ち、市長、教育長から平成19年度市政執行方針及び教育行政執行方針の説明のため発言が求められていますので、順次これを許可します。

まず、平成19年度市政執行方針について。

市長、登壇説明を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 平成19年第2回定例会の開会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

私は、このたびの選挙において、2期目の市政を引き続き担当させていただくこととなりました。

このことは、市民の皆さんからの大変重い、そして厳粛な信託をいただいたものと受けとめ、その重責を痛感し、「だれもが住んでよかったと思えるまちづくり」に全力を挙げ取り組んでまいります。

さて、我が国の経済については、物価の安定のもとでの自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれておりますが、一方、地方財政は、規模の抑制に努めても借入金の償還負担が高水準で続くことに加え、社会保障関係経費の自然増も見込まれ、大幅な財源不足の状況が想定されております。

このことから、引き続き、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行財政改革を推進し、効率的で持続可能な財政構造への転換を図ることが急務とされております。

このような現状を踏まえ、本市においては、「第3次三笠市行財政改革大綱及び推進計画」並びに「公債費負担適正化計画」を遂行し、「小さくて効率的な市役所」の実現と、健全な財政運営を目指してまいります。

私は、内外に山積する諸課題から目をそらすことなく、その解決のため、真っ正面から全力で取り組むとともに、自分自身の役割と責任の重さをかみしめ、市民の皆さんへ約束した公約の実現に向け、変革の時代の風にしたたかに挑戦してまいりますので、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず、市政執行に当たっての基本的な考え方について申し上げます。

初めに、自立ができ、住んでよかったと思えるまちづくりであります。

私は、平成15年12月、自立を宣言し、翌16年11月には、市民と一緒に

「三笠市振興開発構想」を策定いたしました。

現在、構想の実現に向け、「三笠市バイオマスタウン構想」の推進、「市営バス」の運行、「パークゴルフ場」の新設、さらにはイオン三笠ショッピングセンターの周辺開発に取り組むなど、活力に満ちたまちづくりを進めることで人口の定着を努めております。

また、空知産炭地域総合発展基金の助成金を有効活用し、基盤整備や新産業創出への支援を行い、自主自立に向けたまちづくりを推進してまいります。

さらに、子供たちの安全対策・いじめ問題や少子高齢化問題、高齢者などに対する除雪対策、保健・医療・福祉との連携など、社会的弱者への支援の充実に努めてまいります。

二つ目には、行財政改革の継続であります。

依然として、日本の国全体の多くの地方自治体は、厳しい財政運営を強いられてきております。

特に、本市の主要財源である地方交付税は、算定方法の改正などにより、さらなる削減が予測されております。

このことから、「第3次三笠市行財政改革大綱及び推進計画」に基づき、引き続き退職者の不補充による職員数の削減などの取り組みとさらなる事務事業の見直しや民間委託、指定管理者制度の活用など、今後もなお一層の行財政改革に取り組んでまいります。

また、財政基盤を確立するために欠かせない市税や各種使用料、手数料などについては、納税などに誠意の見られない滞納者に対する財産の差し押さえや提訴、国保の資格証明書での対処、水道の給水停止など法的措置を実施し、収納率の向上に取り組み、市民負担の公平化に努めてまいります。

さらに、市長、副市長及び教育長の給料については、任期中においては、前回同様にそれぞれ減額し、行財政改革の一助としてまいります。

次に、総合計画の基本的方針に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「健康で安心してすごせるまち」であります。

生涯を通じて心身ともに健康で心豊かに安心して安全な生活を送ることは、市民すべての願いであります。

これからの長寿社会を健康で安心して暮らしていくためには、一人一人が「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に、みずからの健康、体力づくり、介護予防を支援する環境づくりと、人の心をつなぎ、支え合う地域社会を築くとともに、地域福祉の推進を図り、健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

健康づくりについては、健康寿命を延ばし、住みなれた地域で安心、快適な日常生活を送るため、健康に対する知識を身につけることができるよう、各種健康診断をはじめ、健康教室や健康相談を実施してまいります。

市立病院は、不良債務の増加によって、大変厳しい経営状況にあります。

市民が安心して医療を受けるには、市立病院の経営が健全でなければなりません。

このため、現在推進している健全化計画を一般会計との連携のもとに早急に見直し、経

営の改善を図ってまいります。

また、当院においても医師不足の状況が続いており、大学医局への派遣要請をしておりますが、大変厳しい実態にあることから、近隣医療機関との連携を深めて、医師確保に努力してまいります。

なお、本年度は新たな収入確保のため、亜急性期病床の新設などの取り組みを進めてまいります。

国民健康保険については、国の医療保険制度改革により、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度に必要なシステムの整備と特定健康診査の義務化に向けて、本年度、「特定健康診査等実施計画」を策定し、今後の医療費の適正化に努めるとともに、引き続き健康優良家庭表彰を実施してまいります。

地域福祉については、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、一部モデル地域で実施している「小地域ネットワーク推進事業」の拡大を図り、将来的には全市的なネットワークとなるよう関係機関・団体とも取り組んでまいります。

また、「ぬくもり除雪サービス事業」については、利用者の実態に即したものとなるよう研究し、引き続き実施してまいります。

高齢者福祉については、「第3期高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者自身が就労など、地域社会の中でみずからの経験と知識を生かし、生きがいを持って活動できる環境づくりに努めてまいります。

また、現在の緊急通報装置ホットライン119を継続するとともに、ひとり暮らしの高齢者と離れて暮らす家族をつなぎ、安否の確認ができるシステム「家族みまもりサービス」を研究してまいります。

介護保険については、「第3期介護保険事業計画」に基づき、民間活力を生かした在宅サービスや施設サービスを適切に実施してまいります。

また、心身の老化を防ぎ、いつまでも自分らしく元気な暮らしができ、要介護状態になることの予防を推進するため、本年オープン予定の温浴施設を利用する一般高齢者を対象とした介護予防事業も検討してまいります。

児童福祉については、「みかさ次世代育成支援行動計画」に基づき、保育所における各種保育事業を適切に実施するとともに、児童館における放課後児童クラブや子育て支援事業を、引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「障害者自立支援法」に基づく障害者福祉サービスを引き続き提供するとともに、地域での生活を維持できるよう、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業などの充実に努めてまいります。

また、「三笠市障害者福祉計画ぬくもりハートプラン」に基づき、関係機関と連携し、自立及び社会参加の支援などに向けた施策に取り組んでまいります。

生活保護については、生活保護の適正実施に努めるとともに、稼働年齢層の被保護者に対しては、生活保護法の最大の目的である就労意欲の向上と自立助長のため、ハローワー

クとの連携のもとに、就労指導を行ってまいります。

交通安全については、市内交通量が年々増加し、3年連続で痛ましい交通死亡事故が発生していることから、関係機関・団体などと連携・協力し、積極的な啓発活動や交通弱者を対象に実践的な交通安全指導を行い、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちを目指し、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図ってまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりを推進するため、消防機関と地域住民が連携を図り、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

救急業務については、救命効果の一層の向上を目指し、高規格救急自動車のAEDを傷病者の体の負担を軽減できる最新式の機器に更新してまいります。

また、救急車が到着するまでの救命効果を上げるため、施設用のAEDを本年度はスポーツ施設に2カ所設置するとともに、来年度以降も計画的に設置してまいります。

さらに、AEDの操作方法を市民に広く普及させるため、町内会、スポーツ団体、事業所などを対象に、応急手当の講習会を積極的に開催してまいります。

防災については、関係機関・団体などと連携を図り、地域防災力の向上とその強化に努めるとともに「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目指した自主防災組織の結成を促進し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

治水を目的とした新桂沢ダム・三笠ぼんべつダムの建設については、両ダムの早期完成とダム関連事業の推進、さらには本市の特色を生かした芸術性の高いダムの実現に向けて、引き続き国等に強く要請してまいります。

また、幾春別地区の地滑り対策事業の整備促進及び抜羽の沢川の低水路整備の早期完成を北海道へ引き続き要請し、地域の安全向上に努めてまいります。

次に、「活みなぎり元気に働けるまち」についてであります。

地域産業の振興は、大きな課題であり、地域の活性化を図る上で重要な位置づけを持っているものであります。

このため、農業の振興をはじめとした地場産業の支援、新産業の創出、企業誘致、商工業・観光振興など、地域産業の振興を図り、たくましい産業構造の構築と働きやすい環境づくりを目指して、活みなぎるまちづくりを進めてまいります。

農業については、国内外とともに取り巻く環境が、大きく変貌を遂げようとする中、本年度から実施される「農地・水・環境保全向上対策事業」に対し、助成するとともに、遊休農地の有効活用など諸課題に対しては、農業者とともに知恵を出し合い必要な対策を講じてまいります。

また、本市農業の基盤を強化するため「みかさブランド」の開発を進めるなど、農産物の付加価値を高めるとともに、本年度はクリーン農業への取り組みや都市と農村との交流の場となる滞在型の「交流体験農園」について具体的に検討に入ることに加え、「道の駅

三笠」に来場者の利便性や周辺景観を考慮した屋外売店棟を新設してまいります。

さらに、「中山間地域等直接支払制度事業」「新規就農者等誘致特別対策事業」「元気な地域づくり事業」「三笠市農産物振興事業」については、引き続き実施してまいります。

商工業については、中心部において増加傾向の空き地・空き店舗を積極的に活用するため、商工会と連携して、本市において商業を行おうとする方を募るべく、インターネットを活用した取り組みを行うほか、仮想商店街の開設に向け、引き続き取り組んでまいります。

さらに、地産地消に向けた取り組みとしては、生産者、消費者、商業者の連携の場を組織するとともに、この議論を発展させる中で、中心市街地の再生についても取り組んでまいります。

企業誘致については、本年、道の駅三笠の東側に温泉施設がオープンする予定であり、あわせてパークゴルフ場の造成にも着手するなど、周辺開発が進み、さらにはインフラとして光ファイバーの通信基盤が整備されたことから、工業団地の企業立地環境が大きく整備されましたので、従来にも増して積極的な誘致活動に努力してまいります。

また、光ファイバーの強みを生かしたバイオ産業によるクラスター形成を目指すこととし、市経済の発展と雇用の創出を図るとともに、イオン三笠ショッピングセンター周辺への商業集積を高めるべく取り組んでまいります。

勤労環境については、「再就職のために資格を取得したい」「退職後、地域貢献活動のために資格を取得したい」などを希望する市民に対し、再チャレンジに向けた施策を研究してまいります。

観光については、交流人口の増加を生み、地域の活性化を図るためにも重要な産業分野と考えております。

本市の観光資源である鉄道村については、本年度、市民みずからの任意団体により、「桜の名所づくり」として植樹祭を実施するなど、再生に向けた取り組みを展開しているほか、引き続き民間活力の導入に努め、経営改善に取り組んでまいります。

桂沢湖周辺については、国・北海道の事業に合わせて整備を目指すこととし、桂沢観光ホテルのあり方及び桂沢湖周辺への民間活力の導入を検討してまいります。

西桂沢地区においては、みかさ遊園の魅力づけとなるよう、遊具などの整備を図り、来園者の増加を目指すとともに、桂沢国設スキー場においては、必要な施設整備を図り、観光の活性化に努めてまいります。

また、広域的に集客できる「食」をテーマとした観光展開を模索するとともに、歴史観光ネットワークを整備する上で、歴史文化施設の周遊性を高めるシステムの構築に向け、引き続き取り組んでまいります。

起業化については、特産品開発として地域素材を活用した三笠ならではの魅力ある製品づくりの研究に、引き続き進めてまいります。

また、富良野ルートの交通量をターゲットとし、各地域における新たな商業活動を誘発することによる地域経済の振興策について検討してまいります。

さらに、本市の大きな未利用エネルギーであります石炭層ガスなど、地下資源を活用した新エネルギー関連研究施設の誘致に引き続き取り組むほか、本年度、地域温暖化防止に向け、新エネルギー導入の可能性を探るため、新エネルギー資源量や利用の可能性を調査した上で、「三笠市新エネルギービジョン」を策定し、地域での取り組みを進めてまいります。

次に、「水清く緑あふれ快適に暮らせるまち」であります。

本市には「豊かな自然」という貴重な財産があり、この豊かな恵みを将来に引き継いでいくことが私たちの責務であります。

自然環境の保全を図りながら、暮らしやすい生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

クリーン三笠については、「三笠市バイオマスタウン構想」に基づく生ごみの分別を本年4月より開始いたしました。今後は利用可能な生ごみ以外の廃棄物系バイオマスについても、市民に理解を求めながら再資源化を進めてまいります。

生活排水処理については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、引き続き浄化槽の整備を進めてまいります。

弥生共同浴場については、施設の老朽化が著しく修繕が困難なことから、地域住民の公衆衛生の確保を図るため、新たに建設いたします。

さらに、「美しくきれいなまち」を目指して、「美しいみかさづくり事業」を起し、市民とともに具体的な姿について研究してまいります。

加えて、地球温暖化対策については、「三笠市環境基本計画」に基づき、地球温暖化防止や各自でできる省エネ対策などへの市民の意識啓発に努めてまいります。

グリーン三笠についてであります。森林、河川などの自然環境は潤いと安らぎを与えてくれます。この豊かな恵みを求めるため、市民団体・関係機関と協力して、環境保全や美化活動に取り組んでまいります。

森づくりについては、緑資源機構による造林事業の継続実施のほか、国、北海道など関係機関との連携により、森林環境の保全と有効活用の促進に努めてまいります。

都市計画については、本市の都市づくりの根幹となる「三笠市都市計画マスタープラン」の策定中ですが、三笠市振興開発構想の進捗状況や「まちづくり三法」の見直し内容などに配慮しながら、引き続き取り組んでまいります。

公営住宅については、継続事業として若松・堤町団地建てかえ事業の中層住宅1棟48戸の建設とともに、新たに榊町団地建てかえ事業に着手し、中層住宅建設に向け、13棟58戸の除却などを実施してまいります。

また、公営・改良住宅については、引き続き屋上防水工事や計画改修を進めるとともに、3階建て住宅の自動給油装置の整備を実施してまいります。

定住対策については、昨年度、三笠市ホームページに開設した「住宅情報バンク」の充実に努めるとともに、幸町の空き老朽公営住宅10棟20戸を除却して、宅地分譲を図り、定住対策と住環境整備の観点から、市有地の有効活用に努めてまいります。

道路については、三笠市街地の道路整備を引き続き行うとともに、サンファームエリア再開発事業にあわせて、新岡山3号線の道路整備を行ってまいります。

道路の補修及び道路側溝については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

主要道道岩見沢三笠線については、弥生地区の道路整備に関連し、滝見川鉄橋の撤去を求められており、北海道開発局との協議に必要な計画の策定に取り組んでまいります。

また、清住から弥生区間の整備促進、桂沢地区の早期整備着手及び主要道道三笠栗山線と国道12号交点の渋滞緩和対策について、引き続き北海道へ要請してまいります。

公園については、若松町児童公園の整備を進めるとともに、既設都市公園の利用者の安全確保と利用促進に努める一方、整理統合についても引き続き検討してまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良、整備と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、本年度、弥生地区において道道岩見沢三笠線の道路改良工事に関連した污水管渠の整備を行い、普及率の向上に努める一方、浸水対策として、三笠地区の若松町及び多賀町において、雨水管渠整備を道路整備とあわせて実施してまいります。

また、経営の健全化に努めることとしておりますが、厳しい財政状況に置かれているため、使用料金の早期改定に向け、検討作業を進めてまいります。

交通環境については、市立病院を利用する高齢者の安全確保とキャンパスステージみかさから、通学する児童の交通手段を確保するため、本年4月から市営バスの幌内線及び萱野線の起点・終点を変更するとともに、少子化対策支援の一つとして、子供を持つ父母の家計への負担軽減を図るため、中学生以下の乗車料金無料化を実施するなど、今後もより利用しやすい公共交通機関を目指してまいります。

また、道道岩見沢三笠線の凍雪害防止工事により、弥生町バス待合所が支障となり撤去したため、新たに待合所を設置してまいります。

情報通信については、平成22年に供用開始が予定されているデジタル放送の活用について調査・研究してまいります。

また、NTTの光通信網が、岡山地区と三笠地区の一部に敷設されたことから、敷設エリアの拡大について今後もNTTに対して要請してまいります。

さらに、高度情報化事業として、市役所などの公共施設に光通信設備を導入し、情報処理の高度化を目指してまいります。

次に、「人を育み地域文化を創るまち」であります。

子供たちが健やかに育つ環境をつくり、市民一人一人がいつでもどこでも参加できる生

涯学習社会の形成を促進するとともに、人をはぐくみ地域の歴史や文化の保存と活用を図るまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、60年ぶりの教育基本法の改正と、関連する教育三法の国会審議が進められるなど、教育環境の大きな変革の時期を迎えております。

このような中で、幼児教育については、幼保一元化も含め研究を進めてまいります。本市唯一の幼稚園は、建物の老朽化と経営環境などを踏まえ、今後の方向性について幼稚園などと協議しながら、移転などを具体的に検討してまいります。

また、学校教育については、本年4月に実施された全国学力・学習テスト調査の結果を有効に活用し、子供たちの学力向上に努めるとともに、子供たちに対する事件・事故の対策については、昨年度導入した「不審者情報システム」の普及を図ることで、子供たちを守る安全で安心な環境づくりに地域ぐるみで取り組むこととし、加えて今大きな社会現象となっている学校のいじめ問題については、スクールカウンセラーの巡回相談や、学校職員や保護者を対象とした「いじめに関する研修会」の開催などにより、その防止に努めてまいります。

さらに、本年4月から、岡山小学校と萱野中学校において、本格的に実施している「小中一貫教育」は、「国際科・地域科・選択学習科」の特色ある教育を確実なものとするとともに、全市内小中学校での実施の準備を進めてまいります。

なお、学校の適正配置については、幌内小学校を三笠小学校へ統合し、その跡利用は北海道教育大学のキャンパスとして使用することで合意を得ており、また将来的な学校教育のあり方については、適正配置審議会に諮問しており、本年度その答申をいただき、統廃合の検討を行ってまいります。

一方、北海道三笠高等学校については、北海道の平成20年度からの「新たな高校教育に関する指針」により、平成22年度募集停止、平成24年3月に閉校されることが提案されました。

この提案に対し、市民、保護者をはじめ、高校問題対策協議会を中心として、学校の存続に向け全力を尽くして取り組んでまいります。

社会教育については、昨年度策定した「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民一人一人が豊かな心と人間性をはぐくむ活気ある学習活動を行うため、市民と行政が協力して学習社会の充実発展に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、パークゴルフ愛好者の増加により、活動の拡充とより高い技術や競技会への参加機会などが求められていることから、本年度岡山地区に27ホールのパークゴルフ場を新設し、平成20年度にオープンできるよう取り進めるとともに、市民の要望が高い36ホールのコース実現のため、残る9ホールについては、周辺の土地活用を見ながら、早期に整備できるよう具体的な検討を行ってまいります。

また、三笠運動公園及び三笠ドームなど体育施設については、指定管理者に管理運営を移行し、市民の利用の拡大とスポーツ施設の有効活用に努めてまいります。

第6回目となる「三笠北海盆おどり」については、ふるさとづくりのイベントとして、市民・企業・団体などと連携を図りながら参加の輪を広げ、全市民的な参加体制をつくり、お盆期間中の8月14日、15日に開催し、さらには北海盆唄発祥の地として、「北海盆唄全国大会」を引き続き開催してまいります。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中ではぐくまれ、継承されてきた市民の貴重な歴史や文化財を大切に保存し、後世に伝えてまいります。

博物館においては、日本で初めて開催する「国際頭足類シンポジウム」の地質巡検を招聘し、世界に「三笠市立博物館」を広くPRしてまいります。

また、「博物館ゆめ構想」については、長期展望に立って、その実現に向けて取り組んでまいります。

さらに、化石の謎を解き明かす特別展を開催してまいります。

芸術・文化活動については、文化芸術に関する基本的方針について本年度は具体的な施策を策定し、本市の文化芸術振興の推進を図ってまいります。

次に、「未来をみんなで作るまち」であります。

地方分権時代は、自治体と市民との関係において、それぞれの責務と役割を認識し、市民みずからの選択と責任による個性豊かなまちづくりが求められております。

このため、「市民みずからによるまちづくりと自立に向けたまちづくり」に向けて、市民の皆さんとともに考え、ともに協力して未来をみんなで作るまちを推進してまいります。

郷土愛については、市民や出身者などのボランティアグループによる歴史の保存、活用に向けた活動が行われてきております。

さらに、新たなイベントとして、子供たちからお年寄りまでが笑顔で触れ合い、自分の住んでいるまちに愛情を持つことを目的に、次世代を担う市内の各団体などの青年世代が中心となって実施する「みかさ炎夏まつり2007」を支援してまいります。

こうした中、本年度も引き続き、本市の応援団である「みかさ楽校」の会員の方々の強力をいただきながら、本市の知名度の向上並びにその取り組みを通じて、市民が郷土に誇りを持ち、自慢できる活力あるまちづくりを目指してまいります。

少子化対策支援については、「小学生全員の給食費無料化」を昨年度に引き続き実施し、小学校児童世帯への教育費負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

情報化の共有化については、まちづくりを推進していく上で、重要な要素であり、「公開の原則」をもとに、積極的に取り組んでまいります。

まちづくりへの市民参加については、女性や若者が参画できるよう、各種審議会や委員会の委員は、公募による市民参加の推進に努めてまいります。

また、「自分たちが住むまちは自分たちでつくる」自主自立のまちづくりを基本に「住民自治基本条例」の制定に向け、市民とともに市民の市政への参加の仕組みなどを検討し

てまいります。

加えて、地域と行政の連携した地域づくりを目指した「協働ルーム」をより活発化させるため、昨年度創設した「まちづくり推進事業補助金」制度の拡充を図るとともに、市民との対話を深めるために、「市政懇談会」は、各連合町内会単位を基本として実施してまいります。

さらに、「市職員まちづくりボランティア活動事業」の実施に当たっては、市民にも広く参加を呼びかけ、協働のまちづくりに努めてまいります。

行政運営については、公平性を前提に、限られた資源の中で、常に市民に視点を置いたサービスを行うとともに、より効率的・効果的な行政運営を図るため、「行政評価制度」を試行してまいります。

また、職員数の能力や意欲、努力の状況などを的確に把握・評価する「人事評価制度」の実施に向け、引き続き試行してまいります。

さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による公会計連結決算に向けての取り組みについては、平成20年度予算編成までに、財政運営に支障を生じないよう具体的採択に取り組んでまいります。

加えて、公共余剰施設の有効活用を図るため、幾春別市民センターに併設している旧幾春別支所を幾春別郵便局に貸与し、市民サービスの向上に努めてまいります。

このほか、行政運営の透明性を高め、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深めるため、交際費のあり方については、有識者の声を聞きながら検討を行ってまいります。

まちづくりは、行政と市民とが情報を共有し、市民一人一人が知恵を出し合い、力を合わせ、協働でつくり上げていくことが大切であると考えております。

地方分権が進展する中で、三位一体の改革や道州制、権限移譲など自治体の将来に関するさまざまな改革が行われています。

そして、これからの時代は、それぞれの町がみずからの責任と判断でその政策とまちづくりを競い合う自治体間競争の時代に突入し、知恵と努力によるまちづくりが必要とされております。

私は今、我々の多くの先人が幾多の困難を乗り越え、築いてきた輝ける郷土三笠を、しっかりと後世に伝えていくための努力を重ね、「1人はみんなのためにみんなは1人のために」という思いを大切にして、皆さんとともに「新生 みかさをめざして」新しい発想のもとに築き上げるまちづくりに邁進し、「市民のだれもが住んでよかったと思えるまち」の実現に向け、全力を尽くしてまいりたい決意であります。

以上、平成19年度の市政執行に臨む私の所信を述べましたが、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 次に、平成19年度教育行政執行方針について。

教育長、登壇説明を願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

◎教育長（富樫繁樹氏） 平成19年第2回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、教育を取り巻く情勢は、少子高齢化の進行する中、60年ぶりの教育基本法改正や、これに伴う教育関連三法の改正について国会審議中であります。

小中学校ごとの目的及び目標の見直し、教育委員会制度の見直し、教育職員免許法の改正など、教育行政は大きな変革の時代を迎えております。

その中で、昨年はいじめ問題や児童虐待など、子供が巻き込まれる事件が多発し、学力低下の問題など、全国的に教育論議が盛んに行われており、教育に求められている課題も多くありました。

このような状況の中で、三笠市教育委員会としては、課題を把握し、将来をしっかりと見据え、学校、家庭、地域と連携を図り、子供たちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけることができる人間育成の教育と市民が生涯にわたって「生き生きと充実した人生」を送ることができる生涯学習社会の実現を目指して努力してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児教育を取り巻く社会環境は、少子化などによる幼児の減少、共稼ぎ家族の増大による保育のあり方など、その対応が求められております。

このため、国は幼児教育の重要性から義務教育の最初に幼稚園を位置づけるとともに、保育との連携を目的に認定こども園の制度など、新しい方向に向かっております。

本市の状況は、唯一の民間幼稚園が建物の老朽化と園児の減少により、経営が厳しく経営改善を求められていることから、三笠市の幼児教育の重要性を考え、平成19年度中に、市と幼稚園で協議し、幼稚園移転を含め、具体的に検討してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、人間の成長と発達に必要な土台をしっかりと作り、自主的、創造的な人間を育成するために、極めて重要であります。

このため、学習指導要領に基づき、基礎、基本を身につけ、みずから学び、みずから考えるなど、「確かな学力」をはぐくむことや、主体的に判断し、問題を解決する能力など「生きる力」の育成を基本に、道徳教育の充実や奉仕体験活動、他人を思いやる心など、きめ細かな教育活動を推し進めてまいります。

本市は、4月24日、43年ぶりに実施された全国学力学習状況調査に参加し、整然と実施されましたが、9月ごろ出される結果について有効に活用し、子供の学力向上に努めてまいります。

三笠市は、地域に根差した教育として、9年間を見通した小中一貫教育を、平成17年4月より2年間試行してまいりましたが、本年度より本格実施してまいります。

その内容は、岡山・萱野の両小中学校が保護者、地域と連携を図りながら、小学校1年生から英語教育を学ぶ「国際科」、自然、環境、地域の歴史などを学ぶ「地域科」、基礎

基本の定着による学力の向上や一人一人の個性を伸ばしていく「選択学習」を柱としております。

岡山小学校以外の小学校においても、将来、小中一貫教育の導入を目指し、総合的な学習の時間などを活用し、全小学校において英語でのコミュニケーション教育を継続実施いたします。

また、全国的に問題となっているいじめ問題に対応するため、スクールカウンセラーによる学校巡回相談を実施するほか、教師、保護者を対象にいじめ防止のための研修会の実施など、学校、地域、そして関係機関と協力して、より有効な対策を講じてまいります。

さらに、まちづくりの基本は教育であるとの理念から、保護者の教育費負担の軽減を図り、食育による健康管理など、教育環境の充実を図るため、少子化対策として小学生全員の給食費の無料化を堅持し、心豊かで健やかなたくましい心身を持った人づくりを目指してまいります。

また、三笠小学校において栄養教諭制度を導入し、児童の食育教育の充実を図ります。

学校の適正配置については、人口減と少子化により、学校の小規模化が進行しております。

このため、4月1日より保護者や地域の理解を得て、幌内小学校を三笠小学校に統合し、児童にとって好ましい教育環境といたしました。

また、これに伴い、市営バス運行ルートの変更や、停留所の変更など、関係所管と協力し、通学路の安全対策に努めてまいりましたが、今後とも状況に応じ、対応してまいります。

幌内小学校の跡地及び校舎の利用については、北海道教育大学のスポーツ、芸術分野でのキャンパスとして活用を図ってまいります。

また、平成18年11月に適正配置審議会へ諮問いたしました自立したまちづくりを進める中での小中学校の適正配置について十分な論議をいただいているところであり、今後出される答申に基づいて、教育委員会として統廃合を含め適正配置計画を決定し、早期に実現できるよう努力してまいります。

統合に当たっては、児童、保護者、地域に不安のないよう十分な対応を図ってまいります。

高校問題については、市内で唯一の高等教育の場である三笠高等学校は、平成19年度の入学者が34名となり、平成20年度からの「公立高等学校配置計画案」による統廃合の対象となり、平成22年度募集停止、平成24年3月末閉校されることが提案されました。

今後、市民や保護者をはじめ、各団体の意向を十分聞く中で、高校問題対策協議会を中心として、具体的な対策を検討し、学校の存続に向け取り組んでまいります。

また、平成14年度より進めている「期待される人材を社会に送り出すための資格取得の助成」については、その成果を検証しつつ、コース制などの特色ある教育を引き続き支

援してまいります。

平成19年度4月から特殊教育が特別支援教育へ転換されましたが、障害を持つ子供の個々の状況に応じた、教育体制の整備を図ってまいります。

このため、心身に障害のある児童生徒の適正な就学を図るため、就学指導委員会の審議を経て、小学校4学級、中学校4学級に特別支援学級を設置し、多様化する障害の状況に応じた教育を行い、保護者の理解のもと、児童生徒の可能性を最大限に伸ばす努力をいたします。

地域や学校における児童生徒のいじめや非行、少年犯罪、不登校など、子供の事件、事故が大きな社会問題となっております。

本市においては、青少年育成センターを中心として、学校、保護者、地域が一体となり、さらに市民の協力による「子ども110番の家」、お年寄りによる「シルバーネット110」、民間企業の防犯パトロール、三笠警察署の指導協力による防犯教室の開催など、人間的な触れ合いによる日常生活を通じ、信頼関係をより一層深め、児童生徒に愛情を持った安全指導を行ってまいります。

また、平成18年度から導入した、教育委員会と学校、さらに保護者の携帯電話へ不審者情報をメール送信し、情報を共有してまいりました。

さらに、配信内容の充実と普及拡大に努め、安全対策を進めてまいります。

教職員の研修については、教職員の能力が児童生徒の人格形成に大きく影響を与えることから、新しい時代にふさわしい学校教育の実現を図るため、各種研修を実施するとともに、指導主事の学校訪問、学校評議員制度を積極的に活用して、教職員の資質と能力の向上を図ってまいります。

また、教職員については、市内小中学校に勤務することは、その市町村の職員であるとの認識を持ち、市内の地域活動がその地域の文化や歴史などを学ぶ絶好の機会とし、積極的に参加を促し、教職員の意識改革に向け、努力してまいります。

教育研究所については、三笠市における教育の内容、方法、制度などの研究を進めるほか、地域に根差した小中一貫教育の本格実施について具体的研究を継続してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。生涯にわたり市民のだれもが、いつでも、どこでも、みずからの意思と選択に基づき、自由に学習機会を選択し、学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指していくことが重要であります。

このため教育委員会は、昨年、平成19年度から平成23年度までの5カ年を見通した「三笠市社会教育中期計画」を作成いたしました。

これに基づき、市民一人一人の主体的な学習活動の支援を行ってまいります。

家庭教育については、少子化や人々の価値観の多様化により、人と人の結びつきの希薄化や親の「しつけ」に対する自信喪失など、家庭と地域の教育力の低下が指摘されております。

子供の人格形成の基礎は、家庭において培われると考えております。

このため、各家庭がみずから学習の機会をとらえ、「思いやり」や「触れ合い」を深める家庭教育を実践し、基本的な生活習慣や態度を身につけさせることが必要であることから、母親学級やPTA活動などを支援してまいります。

青少年教育については、今日の青少年を取り巻く社会環境は、物質的に恵まれている反面、人間関係の希薄さや社会性の欠如などが指摘されております。

このため、家庭、学校、地域が共通の理解や認識のもとに緊密な連携による社会活動が必要であります。

現在低迷している青少年の組織での社会参加活動について、再編など新しい視点に立つて関係者と協議してまいります。

また、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の自主的活動を通して、地域の自然や特性を生かした体験活動や研修会並びにリーダーの養成をNPO法人などを連携して行ってまいります。

成人教育については、成人期は人間として最も充実し、調和のとれた年代であり、社会人、家庭人として大きな責任を担っています。

このため、新しい時代に対応できる知識と教養を高めるために、各種の講座を開設してまいります。

また、地域や文化協会、体育協会などと連携し、住みよいまちづくり活動に参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

高齢者教育については、人生80年時代を迎えて、高齢者を取り巻く生活環境は一層厳しくなり、みずからも主体的に生きる力が求められております。

このため、社会の変化に対応した知識と能力を身につけ、楽しく充実した生活を送ることができるよう、「ことぶき大学」を引き続き開催するほか、子供たちとの世代間交流事業など、社会参加の促進を図ってまいります。

文化・芸術の振興については、生活水準の向上や余暇時間の拡大に伴い、生活に潤いをもたらすための文化・芸術活動への参加や、みずからつくる喜びなどの機会が求められています。

このため、文化協会などと連携し、各種行事を開催してまいります。

昨年度、「三笠市民文化芸術審議会」を設置し、三笠市の特色ある文化や芸術を子供や孫たちに継承し、将来にわたって発展する環境づくりとまちづくりを推し進めるため、具体的な方針を策定し、その実現に向けて努力してまいります。

また、文化・芸術の交流の場である「ミカサ・モダンアートミュージアム」は、その展示内容を郷土出身芸術家の作品の展示や郷土に根差した創作、展示の場として、施設の有効利用を図るため具体的に検討を進めてまいります。

北海道遺産として指定された「三笠北海盆おどり」は、三笠市の一大イベントとして、お盆期間中の8月14日、15日の2日間開催してまいります。

昨年度は、第5回目という節目の年を迎え、北海道知事をはじめ、多くの来賓を迎え盛

大に開催いたしました。本年度は通常年として市内の諸団体にさらに参加を働きかけ、「お盆は三笠で！」の呼びかけにより、市内はもとより道内、道外に向けて発信し、より楽しめるイベントとして定着させるよう努力してまいります。

なお、踊りについても従来の仮装踊りに加え、昨年度から実施した一般市民の方々を対象とした盆おどりを団体中心として仮称「市民大賞」と位置づけし、継続してまいります。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中ではぐくまれ、継承されてきた貴重な財産であります。これらの文化遺産を大切に保存し、後世に伝えるよう努力してまいります。

公民館活動については、多様化する市民のニーズにこたえとともに、余暇の積極的な活用による「豊かな生活」を実現していくため、市民の学習意欲に応じた講座などの開設、自主的な文化活動の場として利用の促進を図ってまいります。

図書館については、市民の読書活動を支援するだけでなく、地域の情報拠点として役割を担う施設として、充実を図ってまいります。

特に子供は「本」との出会いの中で健やかに成長し、他人を思いやる心や人生の知恵を学ぶと言われております。

このため「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、昨年度「三笠市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

この施策として、子供への読書案内や乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせやボランティアによる絵本とおはなしの会「かるがも会」などの各種事業を実施するとともに、小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行うなど、子供たちへよりよい「読書環境」を提供してまいります。

博物館については、各研究機関と連携を図りながら、自然科学、郷土の歴史、民俗、産業の貴重な資料を収集、研究し、魅力ある博物館の運営に努めてまいります。

また、「博物館ゆめ構想」に基づき、何度でも行きたいと思われる、より充実した利用者に喜ばれる博物館の実現に向けて、研究の充実を図ります。

さらには、児童生徒の「総合的な学習の時間」及び小中一環教育の「地域科」授業に対応して、各種講座、教室の開催など普及活動と利用増大を図ってまいります。

化石の保存については、市内の愛好者や各大学の化石研究機関と連携し、周辺の地質や化石の調査、研究に努めてまいります。

本年9月、札幌市で開催される「第7回国際頭足類シンポジウム」は、世界じゅうのアンモナイト研究者が集まる、日本で初めての国際学会であり、三笠市への地質巡検を招聘し、講演をいただくなど、世界に三笠市立博物館を発信してまいります。

さらに、化石の認識を深めてもらうため、特別展「化石を見つけよう」をテーマに、7月から10月までの期間特別展を開催し、どんな地形や地層から化石が見つかるのかなど、その過程を解き明かすことを中心にアンモナイト化石の魅力を広げてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、生活水準の向上や高齢化社会の進展などに伴い、生きがいや健康増進、体力の向上などを目指して、日常的に親しむ市民がふえてまいりました。

このような中、市民が望んでいた公認の36ホールパークゴルフ場を、本年度開業予定のワンディ・スパに隣接した岡山地区に建設することとし、当面27ホールの造成に着手、平成20年度のオープンを目指します。

また、残る9ホールについても、早期に整備できるよう準備を進めます。

両施設の活用により、スポーツとリラクゼーションの結合によって、市民の健康増進に寄与できるものと考えております。

本年度も市民の年代や体力に応じたスポーツ活動を推進するほか、初心者や子供を対象に、体育指導員による「出前スポーツ教室」や「水泳教室」「スキー教室」を引き続き実施いたします。

また、昨年度から三笠ドームで実施しております「少年野球大会」を継続するとともに従来からのスキーの三笠レーシングチーム、サッカーの三笠FCなどを体育協会やスポーツ少年団と連携し、スポーツを通じた子供の健全育成とスポーツの振興を図ってまいります。

また、本年度より、三笠ドームを中心としたスポーツ施設に指定管理者制度を導入し、民間の運営ノウハウを最大限に生かした施設管理や事業拡大など、市民の利用の促進と利便性を高めてまいります。

以上、平成19年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、全国的な教育課題として教育基本法の改正、教育関連三法の改正、教育再生会議での議論、また北海道の財政問題、さらに三笠市においては、少子高齢化など課題も多岐にわたっており、自立のための行財政改革の中で教育行政を進めることは極めて厳しいものがあります。

私は、教育委員会の果たす役割と責任の重大性を深く認識し、三笠市の今日的教育の発展に向け、的確な施策の執行に最善を尽くす所存でありますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 昼食休憩に入ります。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時58分

◎議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案第37号及び議案第39号から議案第41号までについて、市長から提案説明を求めます。

市長、登壇説明を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第37号平成19年度三笠市一般会計補正予算（第1回）及

び議案第39号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）から議案第41号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）までの議案4件について、一括して提案説明申し上げます。

本年度は、統一地方選挙の年であることから、当初予算は、継続費や債務負担事業及び早期に着工等を必要とする政策的予算及び経常費を計上した骨格予算でありました。

今回の補正は、新市長としてさきに述べました「市政執行方針」を踏まえ、市政2期目として市民との新たな公約実現に向けた内容及び従来から引き続き進めている事業等について提案するものであります。

以下、各会計順に予算の内容について説明いたします。

最初は、議案第37号平成19年度三笠市一般会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、既定予算額8億8,220万9,000円に8億674万2,000円を追加し、予算の総額を9億2億8,895万1,000円とするものであります。

この補正後の予算総額と前年度当初予算額を比較しますと、6億2,531万3,000円の減、率にして6.3%の減となるものであります。

まず、歳出補正の主な内容から説明しますと、総務費では、道道岩見沢三笠線凍雪害防止工事推進に支障となる旧JR鉄道橋解体調査設計費と弥生町バス待合所の新設工事費及び健康増進施設建設に対する新産業創造等事業推進事業間接補助金と各公共施設のインターネット接続を光ファイバーへ変換する公共施設高度情報化事業費などについて措置するものであります。

衛生費では、老朽化の著しい弥生共同浴場の改築事業費とリサイクルプラザの機能確保のために破碎機器部品を更新するほか、ことしで3年目となる浄化槽設置整備事業の補助金を措置するものであります。

農林水産業費では、新規就農者等誘致特別対策事業、中山間地域等直接支払事業費補助金、大里地区における水田の基盤整備を図るための元気な地域づくり事業などの継続事業のほか、新たに必要事業として農地・水・環境保全向上対策事業、地域担い手総合支援対策事業、分収造林受託事業を措置するものであります。

商工費では、桂沢山の家と桂沢センターハウスで老朽化の著しい暖房機を整備するほか、市民による実行委員会が主催するみかさ炎夏まつりの実施補助金とみかさ遊園の遊具等の整備を措置するものであります。

土木費では、市道の整備のほか、公営住宅では老朽住宅の維持整備と榊町の建てかえ事業及び改良住宅の浴室整備等を措置するものであります。

消防費では、道道岩見沢三笠線凍雪害防止工事の支障となる弥生町防火水槽の解体とこれにかわる消火栓2基を新設するほか、救急体制を充実する目的で、救急車と公共施設2カ所に自動体外式除細動器を整備するものであります。

教育費では、引き続き三笠高校生資格検定試験助成を行います。

職員費では、政策的予算計上に伴う事業費支弁分を経常費の一般分と振りかえるもので

あります。

一方、歳入補正の内容については、歳出関連の特定財源収入7億5,966万1,000円と普通交付税等の一般財源収入4,708万2,000円を措置するものであります。

債務負担行為の補正については、公共施設に整備する自動体外式除細動器整備費について措置するものであります。

地方債の補正については、政策的予算にかかわるものについて措置するものであります。

次に、議案第39号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、既定予算額9億3,162万8,000円に1億29万1,000円を追加し、予算の総額を10億3,191万9,000円とするものであります。

この補正後の予算総額と前年度当初予算額を比較しますと、6,210万4,000円の減、率にして5.7%の減となるものであります。

まず、歳入補正の内容から説明しますと、総務費では、職員給与費について政策的予算計上に伴う事業費支弁分を経常費の一般分と振りかえるものであります。

下水道費については、洪水対策として若松町及び多賀町の雨水管渠整備費と弥生地区の汚水管渠整備を措置するものであります。

一方、歳入補正の内容については、歳出関連の特定財源収入を措置するほか、不足する財源については、下水道促進基金の取り崩しにより措置するものであります。

地方債の補正については、政策的予算にかかわるものについて措置するものであります。

次に、議案第40号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、建設改良事業等の事業量の増に伴う資本的収入及び支出予算の補正を行うものであります。

支出補正については、建設改良事業費を1億3,224万1,000円増額し、予算の総額を2億5,935万1,000円とするものであります。

一方、収入補正については、支出関連の特定財源収入8,160万円を措置し、総額を1億480万円とするものであります。

この結果、資本的収入と支出の差額による不足額は1億5,455万1,000円となる、この財源は当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

企業債の補正については、政策的予算にかかわるものについて措置するものであります。

最後に、議案第41号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、医療機器等の購入に伴う補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出予算であります。支出補正については、北海道市町村備荒

資金組合における防災資機材譲渡制度の活用により、財務会計システムと医療費の自動支払精算機を整備することに伴い、医療外費用7万4,000円増額し、予算の総額を2億8,876万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出予算であります。支出補正については、透析液供給装置など医療機器6品目を整備することに伴い、建設改良費1,700万円を増額し、予算の総額を1億2,594万円とするものであります。

一方、収入補正については、支出関連の特定財源収入1,700万円を措置し、予算の総額を8,272万円とするものであります。

この結果、収益的収支と資本的収支を合わせて内部留保資金の状況は4億5,821万円の資金不足を見込むものであります。

債務負担行為の補正は、財務会計システムと医療費の自動支払精算機の整備費について措置するものであります。

企業債の補正については、政策的予算にかかわるものについて措置するものであります。

以上、議案第37号及び議案第39号から議案第41号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第37号及び議案第39号から議案第41号までの提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第37号及び議案第39号から議案第41号までについての質疑は、6月26日からの大綱質問により通告順に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第32号から議案第36号まで及び議案第38号について

◎議長（高橋 守氏） 日程の10 議案第32号から議案第36号まで及び議案第38号について6件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を願います。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第32号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の制定から議案第36号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定まで及び

議案第38号平成19年度三笠市老人保健特別会計補正予算（第1回）の議案6件について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第32号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の制定についてであります。本条例は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの間実施した市長、副市長及び教育長の給料を減額する特例措置を再び講じ、行財政改革の推進を図るものであります。

内容は給料月額を市長は15%削減し、月額70万5,500円に、副市長は10%削減し、月額60万7,500円に、教育長は7%削減し、月額53万4,750円とするものであります。

実施期間は、平成19年7月4日から平成23年3月31日までの間とし、今回の特例措置により3年9カ月間において、約1,156万円の財政効果が生じるものであります。

次に、議案第33号三笠市財産条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、地方自治法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は、平成19年7月4日からとし、改正後の規定は平成19年3月1日から適用するものであります。

次に、議案第34号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律の全部改正による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、語句の変更として「許可証」及び「許可書」を「登録票」に改めるものであります。

施行期日は、平成19年7月4日からとし、改正後の規定は平成19年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第35号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は非常勤消防団員等にかかわる損害補償を定める政令の一部改正に伴い、配偶者以外の扶養親族について補償基礎額の加算額が引き上げられたことから、三笠市消防団員等にかかわる災害補償について必要な改正を行うものであります。

改正内容は、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降の扶養親族及びその他の扶養親族についての補償基礎額の加算額を167円から200円に引き上げるものであります。

施行期日は、平成19年7月4日とし、改正後の規定は、平成19年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第36号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、建築基準法施行令の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は、平成19年7月4日からとし、改正後の規定は平成19年6月20日から適用するものであります。

最後に、議案第38号平成19年度三笠市老人保健特別会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、既定予算額27億2,015万7,000円に4,203万9,000円を追加し、予算の総額を27億6,219万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。平成18年度の老人保健事業の確定に伴い、支払基金交付金及び国道支出金に精算還付金が生じたため、4,203万9,000円を増額計上するものであります。

次に、歳入であります。前年度繰越金4,203万9,000円を計上するものであります。

以上、議案第32号から議案第36号まで及び議案第38号について一括提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 議事の都合により、議案第32号から議案第36号まで及び議案第38号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定します。

◎日程第11 議案第42号 三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について

◎議長（高橋 守氏） 日程の11 議案第42号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第42号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市職員懲戒審査委員会委員として市の職員から任命の森原裕委員及び澤上弘一委員の人事異動に伴い、後任者を任命するため議会の同意を求めるものであります。

後任の西城賢策は、昭和26年3月11日生まれで56歳、住所は三笠市本郷町634番地、職名は総務部長であります。

同じく後任の星野直義は、昭和25年4月10日生まれで57歳、住所は三笠市本郷町665番地4、職名は総務部総務課長であります。

三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任と考えますので、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。続いて、お諮りします。

議案第42号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（高橋 守氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日6月21日から25日までの5日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

6月21日から25日までの5日間、休会することに決定しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもちまして散会します。

御苦労様でございました。

散会 午後 1時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員